

横芝光町農業委員会 6 月第 2 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 7 日(火) 午後 4 時～午後 4 時 3 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄			
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明			
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭	
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹	
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝	
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子	
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明	

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件
- 日程第 2 議案第 1 号
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について
- 日程第 3 議案第 2 号
令和 4 年度第 2 次農用地利用集積計画(案)の承認について
- 日程第 4 議案第 3 号
令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
について
- 日程第 5 議案第 4 号
令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年6月第2回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	(佐藤町長挨拶)
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のためここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 3番 永野 邦子委員、9番 鈴木 茂樹委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。 次、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め

る。

令和4年6月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から③の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、木戸字十六割の田1筆、719㎡です。経営規模拡大を目指す譲受人へ、高齢となり耕作が困難となった譲渡人から売買により所有権移転しようとするものです。

次に2件目の申請地は、篠本字古河内の田1筆、211㎡です。経営規模拡大を目指す譲受人へ自宅に隣接する申請地を畑として耕作すべく、売買により所有権移転しようとするものです。なお、現在、耕作条件が悪く保全管理となっており、許可後に客土を行う計画のため、着手前に「軽微な農地改良」の届出を行うよう案内済みです。

次に3件目の申請地は、牛熊字大辺田および字東耕地の田全6筆、計5,429㎡です。経営規模拡大を目指す譲受人へ、相続により農地を取得したものの、他県に在住し農業を行っていない譲渡人から売買により所有権移転しようとするものです。

譲受人の住まいは町外ですが、申請地に隣接する地区であり、耕作に支障はありません。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明をお願いしたいと思います。

5番

5番伊藤です。譲渡人は後継者もなく、高齢で耕作もできないため、経営規模拡大をめざす譲受人へ売買により所有権移転するものです。なお、すでに譲受人が苗の作付を終えておりますが、譲渡人と譲受人の間で合意のうえであることを申し添えます。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番

6番花澤です。本件は、申請地が自宅に隣接しており、経営規模拡大をしたい譲受人からの申し出があり、譲渡人がその要望を受けることから、売買により所有権移転をするものです。なお、許可後は農業委員会に届出のうえ、申請地に客土をして畑にする計画で、長ネギの作付を予定しているとのこと。よろしくお願ひします

議 長

説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番小川です。この件については、譲渡人が、相続により取得した農地であるが、農業を行っていないため、経営規模拡大をめざす譲受人へ売買により所有権移転するものです。なお申請地では、すでに譲受人が苗の作付を一部終えておりますが、譲渡人と譲受人の間で合意のうえであることを申し添えます。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 令和4年度 第2次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年6月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、再設定が4件、所有権移転が2件の合計6件です。

初めに再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、設定する権利はすべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、再設定1件目は、原方字来鶴沼および字後田の田7筆、3,860㎡、期間は10年4か月間です。

再設定2件目は、鳥喰下字東表の田2筆、4,493㎡、期間は6年4か月間です。

再設定3件目は、鳥喰下字桜前および字平立の田3筆、3,045㎡、期間は10年4か月間です。

再設定4件目は、寺方字川田および字西中島、字東中島の畑4筆、2,803㎡、期間は10年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は資料に記載のとおりです。

所有権移転1件目は、篠本字峯崎および字新八丁の田3筆、2,619㎡、売買により本年7月20日に引渡し予定です。

所有権移転2件目は、二又字上ノ台の畑1筆、999㎡、売買により本年7月20日に引渡し予定です。

議 長

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

再設定1件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、再設定1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、再設定1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて再設定2件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、再設定2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、再設定2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて再設定3件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、再設定3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、再設定3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

続いて再設定4件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、再設定4件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、再設定4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転1件目の案件について、審議を行いますが、1件目の案件について、花澤委員が法人の役員で利害関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、花澤委員には、退室をお願いします。

(6番 花澤委員 退室)

それでは、所有権移転1件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、所有権移転1件目について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

花澤委員を除く全員の賛成を認めます、よって所有権移転1件目の案件は、原案のとおり決定しました。花澤委員の入室を認めます。

(6番 花澤委員 入室)

花澤委員に、報告します。ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

続いて所有権移転2件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

挙手がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、所有権移転2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、再設定2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第4 議案第3号 横芝光町農業委員会令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について上程します。

事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について本会の議決を求める。

令和4年6月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

農業委員会の事務事業については、農業委員会等に関する法律に基づき、公表を行うこととなっており、定められた様式に記載したものを案としてまとめています。

なお、公表は、町のホームページで行うこととしています。

次のページをご覧ください。

昨年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)になります。「Ⅰ 農業委員会の状況」は、昨年度の計画に記載したものと同一数値になります。

次のページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、認定農業者や集落営農などの担い手に対する年度当初の集積面積は882.8ヘクタールでした。「2 令和3年度の目標及び実績」の表にありますように、集積目標である920ヘクタールに対し、集積実績は917.6ヘクタールと目標にわずかに届きませんでした。

「3 目標の達成に向けた活動」の実績では、農業委員と農地利用最適化推進委員が実施期間を限定しながらも個別訪問を行い、パンフレットを活用して農地の有効利用の推進を図ったことを、また、「4 目標及び活動に対する評価」の評価では引き続き地域や担い手、農地所有者に働きかけを行い、推進する必要があることを、実態を踏まえて記載をしました。

次のページをご覧ください。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「2 令

和3年度の目標及び実績」のとおり令和3年度は経営体の参入実績がありませんでした。「4 目標及び活動に対する評価」では、引き続き新規参入や新規就農者の支援活動を行っていく必要があるとしました。

次のページをご覧ください。

「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」では、遊休農地の解消目標4ヘクタールに対して、解消実績は8.3ヘクタールと目標を超えることができました。

次のページをご覧ください。

「V 違反転用への適正な対応」では、農地復元の困難さから、すぐには違反が解消できない状況にありますが、違反を防止するうえで随時の農地パトロールや啓発などの活動が有効であるとしてしました。

なお、令和2年度から3年度中にかけて指導を行い、違反転用状態の解消がありましたので、若干違反転用面積が減少しています。

次のページをご覧ください。

「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では、事務処理の実施状況と実施件数をそれぞれ記載してあります。

次のページをご覧ください。

「VII 地域農業者等からの主な要望・意見」は特にありませんでした。

「VIII 事務の実施状況の報告」ですが、令和2年度から総会議事録を町ホームページで公表しています。また、本件、活動計画の点検・評価につきましても同様に町ホームページで公表をしています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、議案第3号の朗読と説明が終わりました。これより議案第3号について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

質問がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、議案第3号について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第4号 横芝光町農業委員会令和4年度 最適化活動の目標の設定等(案)について 上程します。

事務局

事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。

議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について本会の議決を求める。

令和4年6月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

令和3年度までは議案第3号でお諮りいただきました内容を、当該年度の「目標及びその達成に向けた活動計画」として示し、お諮りさせていただいていたところですが、令和4年度から「最適化活動の目標の設定等」として先刻までの研修にありました「農地の最適化活動」に特化した目標設定となりました。

次のページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、統計データなどから引用し記載していません。

次のページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」で、まずは「1 最適化活動の成果目標」について、3つの項目を設定しています。

「(1) 農地の集積」は2つ目の表「②目標」に記載のとおり、目標年度である令和5年度末の集積率を47パーセント、これに向け今年度の新規での集積目標面積を44.2ヘクタール、令和4年度末での集積面積を961.8ヘクタール、集積率30.1パーセントと設定しました。

「(2) 遊休農地の解消」は、「②目標」に記載のとおり緑区分、荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地の解消目標面積を7.2ヘクタールと設定しました。

「(3) 新規参入の促進」は、公表可能な新規参入者への貸付面積を13.8ヘクタールと設定しました。

続いて「2 最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向けどのような活動を行うか、について目標を設定しています。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1か月の間に5日と設定しています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むことを目標として設定しています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、秋に就農相談会を開催する

こととして設定しています。

この中で「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」の表の中、右側、最適化活動を行う農業委員の人数が、先ほどの研修会内での協議を持ちまして、農業委員12人のうち中立委員2名を除く10名となりましたので、こちらを10名としたいと考えております。

委員の皆さまと共に、取り組みを進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただ今、議案第4号の朗読と説明が終わりました。これより議案第4号について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

質問がありませんので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありましたので質疑を終了し、議案第4号について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和4年6月第2回農業委員会定例総会を閉会します。